

旭川医科大学物品購入等契約に係る取引停止等の取扱要項の一部を改正する要項を次のように定める。

(令和4年4月1日学長裁定)

旭川医科大学物品購入等契約に係る取引停止等の取扱要項の一部を改正する要項

旭川医科大学物品購入等契約に係る取引停止等の取扱要項（令和元年8月30日学長裁定）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は、改正箇所を示す

改正後		現行	
(略)		(略)	
別表1 契約違反等に基づく措置基準		別表1 契約違反等に基づく措置基準	
措置要件	停止期間	措置要件	停止期間
(虚偽記載)		(虚偽記載)	
1 本学発注の契約に係る一般競争、指名競争又は随意契約において、必要として求めた提出資料に虚偽の記載をし、契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から1箇月以上6箇月以内	1 本学発注の契約に係る一般競争、指名競争又は随意契約において、必要として求めた提出資料に虚偽の記載をし、契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から1箇月以上6箇月以内
(契約不適合)		(瑕疵)	
2 本学発注の契約において、当該契約の相手方の責めに帰すことができない事由を除き、 <u>契約不適合</u> があると認められるとき。(契約不適合が軽微であると認められるときを除く。)	当該認定をした日から1箇月以上6箇月以内	2 本学発注の契約において、当該契約の相手方の責めに帰すことができない事由を除き、 <u>瑕疵</u> があると認められるとき。(瑕疵が軽微であると認められるときを除く。)	当該認定をした日から1箇月以上6箇月以内
3 他の国立大学法人及び官公庁等における契約において、当該契約の相手方の責めに帰すことができない事由を除き、 <u>契約不適合</u> が重大であると認められるとき。	当該認定をした日から1箇月以上3箇月以内	3 他の国立大学法人及び官公庁等における契約において、当該契約の相手方の責めに帰すことができない事由を除き、 <u>瑕疵</u> が重大であると認められるとき。	当該認定をした日から1箇月以上3箇月以内
(契約違反)		(契約違反)	
4 第2号に掲げる場合のほか、本学発注の契約において、契約の違反により、契約の相手方として不適切であると認められるとき。	当該認定をした日から2週間以上4箇月以内	4 第2号に掲げる場合のほか、本学発注の契約において、契約の違反により、契約の相手方として不適切であると認められるとき。	当該認定をした日から2週間以上4箇月以内

<p>(落札決定後の契約辞退)</p> <p>5 本学発注の契約に係る一般競争契約、指名競争契約において、落札の決定後に契約締結を辞退したとき。</p> <p>(不誠実な行為)</p>	<p>当該認定をした日から2週間以上4箇月以内</p>	<p>(落札決定後の契約辞退)</p> <p>5 本学発注の契約に係る一般競争契約、指名競争契約において、落札の決定後に契約締結を辞退したとき。</p> <p>(不誠実な行為)</p>	<p>当該認定をした日から2週間以上4箇月以内</p>
<p>6 前各号に掲げる場合のほか、本学発注の契約において不誠実な行為をし、物品購入等契約の相手方として不適當であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から1週間以上9箇月以内</p>	<p>6 前各号に掲げる場合のほか、本学発注の契約において不誠実な行為をし、物品購入等契約の相手方として不適當であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から1週間以上9箇月以内</p>
(略)		(略)	
<p><u>附 則</u></p> <p>この要項は、令和4年4月1日から実施する。</p>			
<p>【改正理由】</p> <p>令和2年4月1日施行の民法改正に伴い、所要の改正を行うもの。</p>			